

平成30年度 新磯地区まちづくり懇談会結果報告

- 1 日 時 平成30年10月30日(火)午後7時から午後8時45分まで
- 2 場 所 新磯公民館大会議室
- 3 市側出席者 下仲副市長、佐藤南区長、熊坂健康福祉局長、青木消防局長、阿部南区副区長
鈴木副危機管理監 樋口市民局次長
- 4 出席委員等 26人
- 5 傍聴者 5人
- 6 懇談会の要旨

テ ー マ 1	地域防災力のさらなる強化に向けた取組について
概 要	<p>大規模災害に対する地域の防災力を向上させるため、平成27年度に策定した新磯地区防災計画を基に防災訓練などを実施し、防災における自助・共助意識の醸成に努めているところである。</p> <p>しかしながら、地域への関心低下や地域における人と人とのつながりの希薄化に伴い、自治会加入率の低下や地域団体の担い手不足など、地域コミュニティの活力低下が危惧されている中、地域防災力のさらなる強化のため、今後の行政や地域のすべきことについて懇談したい。</p>
課題事項1	災害時要援護者の支援活動の充実・強化について
概 要	<p>災害時要援護者支援活動が始まり5年ほど経過しているが、個人情報の保護や自治会未加入者の増加などを背景に、活動の進捗度はあまり好ましくないと聞いている。現時点で市内全体での災害時要援護者支援活動に取り組んでいる自治会はどのくらいあるのか聞かせていただきたい。</p> <p>また、個人情報の提供に同意いただけない要援護者や自治会未加入者への対応、住民への本制度の周知の拡大など、市としてこの事業を今後どのように進めていくのかお聞きしたい。</p> <p>新磯地区では、12の自治会がこの活動に取り組んでいるが、問題の複雑さなどから、活動の継続が困難であるとする自治会がいくつかある。こういった自治会が活動を継続できるよう、市においてもしっかりと対応いただけるのか考えを聞かせていただきたい。</p> <p>自治会役員や民生委員のみが要援護者支援活動に係る支援台帳を持っているが、有事の際に協力をお願いする要援護者の近隣住民の方々には、制度の趣旨や要援護者の存在を周知する機会もない状況にある。本市と同様の制度を持つ他の自治体の例では、災害時に制度がほとんど機能せず多くの犠牲者が発生したようである。この例では、個人情報保護に関する問題や、住民への本制度のPR不足が浮き彫りとなっているのではないかと。そのため、この制度のあり方自体を、市としても早急に検証する必要があるのではないかと。このような状況下で災害時に本当にこの制度は機能するのか、市の見解をお聞かせ願いたい。</p> <p>次に、本制度を進める上で活動の中核を担うべき消防団についてお伺いする。消防団は、地域住民の生命と財産を守るべき防災組織の一つとして、また、常備消防の補完的役割を果たす組織の一つとして重要な使命と役割を果たしている。特に災害時における要援護者の支援活動の充実・強化を図る上で重要な組織の一</p>

	<p>つである。しかし、消防団のニーズが増えている反面、消防団員数は全国的に見ても減少傾向にあり、地域の消防力が低下していることを危惧する声が出ている。</p> <p>近年の常備消防の現状を見ると、各家庭への火災報知機の設置義務化をはじめ、火災予防活動の強化や住宅構造の変化等を背景に火災件数は減少し、一方で救急需要が増加しているように思われる。消防団に救急業務の職務はないが、火災件数の減少とともに火災出動件数は当然減り、反面、台風や集中豪雨などの自然災害発生時などの広報活動が増加し、歳末警戒や火災予防運動期間の広報活動あるいは祭り時の警備等をあわせ、消防団活動の主流は昔と違った方向へ進んでいるように思われる。</p> <p>そのような中で、現在、新戸地区では、消防団員の確保が大変困難となっている。地元では、団員確保のためにさまざまな努力をしているが、思うように進まないのが現状である。このままの状況が続くと南方面隊第2分団全体にも影響を与えかねない。</p> <p>そこで、南方面隊第2分団の、4つの部のうち1つは広報専用部隊として位置づけ、新磯全体の広報活動や祭り時の警備等を担当し、残り3つの部隊は、現状の出動の守備範囲を見直し、新磯全体を火災から守るといった組織の再編成を試みるなどとはできないものか。高齢化社会やサラリーマン化、女性活躍社会などを背景に、女性や高齢者、特に60歳代のリタイヤ組等の協力を得た新しい消防団活動を展開することも可能と思われるが、市の見解をお聞かせ願いたい。</p>
<p>市の取組等の説明</p>	<p>災害時要援護者の避難支援の取組状況について、市内592ある自治会のうち、独自のものも含め約300の自治会において取組が実施されており、このうち35の自治会においては、災害時要援護者避難支援ガイドラインに基づき、市と自治会の間で協定を締結し、高齢者や障害がある方の情報を市から提供している。なお、新磯地区においては、11の自治会と協定を結ばせていただき、情報を提供させていただいている。</p> <p>次に、個人情報の提供に係る同意の状況について、新磯地区を例にとると、協定を結んでいる11の自治会の区域にお住まいの方で、災害時要援護者の要件に該当する方は667名おり、その方に同意書を郵送させていただいている。市としては、自治会への加入、未加入にかかわらず、該当者に同意の確認をしており、全体の約4割に当たる269人から同意をいただいた。同意書を返送いただけない理由としては、個人の事情を知られたくないなどといった理由があるのではないかと考えている。同意確認から年数が経過しているので、地域の中で心配な方がいることを確認した場合は、市にお知らせいただければ、市から改めてご本人に同意確認させていただき、情報提供させていただければと考えている。</p> <p>昨年度、全自治会に対し実施した災害時要援護者避難支援に関するアンケート調査において「支援体制づくりに向けて検討中」とご回答いただいた124の自治会に対し、改めて取組の意向について確認を行っているところであり、今後、個別にご説明にお伺いするなど、地域の実情に応じた体制づくりを支援してまいりたい。</p> <p>また、事業の継続をしていただくにあたっては、市でお配りしている「取組の手引・事例集」などを参考にさせていただきたい。個人情報の取扱について、不安</p>

に感じている役員の方がいらっしゃる場合は、個別に伺い、ご説明させていただくなどのサポートに努めてまいりたい。

災害時要援護者支援に関する取組が進められた背景には、東日本大震災を教訓としたことが挙げられる。災害対策基本法が改正されたことにより、単独での避難が困難な方について名簿の作成を義務づけるなど、市町村における取組の強化が図られた。

実際の災害時に、避難の声かけや安否確認をしていただくためには、日ごろから地域の皆さんが、ひとり暮らしの高齢者あるいは障害のある方などの見守りを行っていただく取組が大切だと考えており、市としても、地域の皆様の活動を支援するため、災害時要援護者避難支援の取組を進めてまいりたい。（健康福祉局）

続いて、消防団に関連する事項についてであるが、団員の皆様には、本業を持ちながら、火災をはじめとする各種災害に出場いただくなど、地域の安全確保のために大変大きな役割を果たしていただいている。正に地域の防災力の要であり、欠かせない存在であると承知している。消防団員の減少や人材確保については、全国的に課題となっているところであり、本市についても同様の状況である。

本市における団員確保に向けた取組についてであるが、市内で行われている市民まつりや大学の学園祭など、あらゆる機会を捉えた中で加入促進のPRを行っている。本日もFMさがみのラジオ番組に女性消防団員が出演し、女性消防団員の活動について、PRを行っていただいたところである。また、大学生など、若者の入団を促進するため「学生消防団活動認証制度」を創設し、就職活動時に、少しでも企業に対してPRができるような取組を行っている。この活動は2年ほど経過した中で、3名が認証されている。

そのほか、消防団員の福祉向上や地域活性化を目的とし、市内19店舗において、団員が利用する際にサービスが受けられる「消防団応援の店制度」を設けるなど、団員の確保に努めている。それぞれ地道な取組であるが、年間4名、5名程度の方に新規で入団いただいている。

また、団役員について、後任を確保するために、元団員の方々と戸別訪問をする中で、消防団活動の説明を行うなど、入団促進を行っていただいております。これが一番確実な団員確保につながっていると承知している。約2年間の中で100名程度の方が退団し、その中で90数名の方に新たに入団していただいている。

ご提案いただいている組織の再編や活動区域・活動内容の変更などについては、消防局のほか、地域の方々や消防団員の皆様方などのご意見をもとにし、丁寧な協議や検討を行った中で進めてまいりたい。

特に消防団の活動については、火災などの災害対応のほかに、後方支援活動や警戒警備など多岐にわたる。そのため、女性の方やシニア世代の方の参加が大変効果的だと考えている。現在、女性の消防団員は30名、60歳以上の消防団員は24名おり、そのうち女性が2名、最高齢が73歳という現状である。

引き続き、地域の防災の要として欠かせない消防団員の確保に向け、再編などを含めた内容を具体的に皆様と一緒に検討してまいりたいと考えているため、今後ともご理解、ご協力を賜りたい。（消防局）

主な質疑等	
質問要旨 (提案者)	<p>要援護者支援活動について、独自の取組も含め、592自治会中約300の自治会がこの事業に取り組んでいると伺った。事業がスタートして5～6年経っているにも関わらず自治会全体の約50%しか活動に取り組んでおらず、いつ起きるか分からない災害に向け、早急に対応を進めるべきではないか。</p> <p>初めに、自治会独自の取組とは、具体的にどんなものがあるのかお聞かせ願いたい。新磯地区で実施している災害時の安否確認方法として、道路から見えやすい玄関ドアやポストにタオルを設置していただき、無事を知らせる「無事ですタオル」という活動があるが、独自の取組の一つといえるのか。</p> <p>次に、要援護者支援活動における制度はあまり普及していないように思うが、この現状を市ではどのように捉えているのか、見解をお聞かせ願いたい。</p> <p>また、住民同士が平常時から近隣意識が保てればよいが、現状はとても厳しい状況にある。自治会員等が減少していく中で、今後、地域として行政とともにどのように取り組んでいったらよいとお聞かせ願いたい。</p> <p>最後に、消防団員の加入促進について、地区としても様々な取組を行っているが、なかなかその効果が出ないのが現状である。こういった中で、地域の実情を理解していただきながら、地域の意見を聞いていただき、消防団が消滅しないように、行政に努力していただくようお願いしたい。住民ニーズと時代に即した消防団のあり方について、ぜひご検討いただくよう要望させていただく。</p>
回答	<p>自治会独自の取組としては、民生委員あるいは高齢者支援センターなどの協力をいただき、対象者を把握し、安否確認訓練を実施している事例のほか、継続的な組織として、自治会とは別に防災隊を立ち上げて、要避難支援者を地図に落とし込んで戸別訪問を行うなど、それぞれの自治会の創意工夫に基づく独自の取組を進めていただいている事例がある。</p> <p>制度の普及がなかなか進まない現状をどのように捉えているのかというお話があった。災害時の要援護者の避難支援事業については、自治会等にアンケートを行った中では、その必要性についてはご理解をいただいているという感触を得ている。その中では、個人情報である要援護者の名簿の保管方法などが課題とされていた。現状としては、市と協定を取り交わし、名簿を提供している自治会は35自治会にとどまっている。この取組について、検討していただけるとご回答いただいた自治会については、丁寧に説明を行うとともに、市の広報等を通じて事業の周知を図るなど、事業の普及に努めてまいりたい。</p> <p>次に、今後の取組についてであるが、災害時に一人でも多くの方が安全に避難できるようにするためには、地域にお住まいの方の、お互いの声掛け、助け合いが何よりも大切になると考えている。市としては、災害時要援護者避難支援について、より多くの自治会で取り組んでいただけるよう、事業の普及に努めるとともに、できれば要援護者名簿を活用した中で、まずは日頃からの見守り活動といった取組をぜひ進めていただければと考えている。(健康福祉局)</p>
その他質疑等	

<p>質問要旨</p>	<p>消防団に入る方が少ない原因の一つとして、例えば、消防団員に対する報酬が少ないということが挙げられるのではないかと。</p> <p>普段の仕事のほかに消防団員をしていただいている方がほとんどであり、考えようによっては、ボランティアのように思われてしまっている可能性がある。報酬の面がいまいち見えないため、団員になって欲しいと声掛けするのも難しいのではないかとと思うが、公にはできないものか。</p>
<p>回答</p>	<p>報酬について、年額を前期、後期と分けた中でお支払いしている。活動費については、消防団員の定数等により金額が決まっており、それぞれの分団に対して支給している。</p> <p>また、火災や風水害、その他の災害などで出場いただいた場合は、出勤に応じ手当を支払っている。しかし、限られた予算の中で出勤手当をお渡ししているため、災害活動以外の活動など手当をお支払いしない場合もある。</p> <p>報酬額、出勤手当等については、本市の条例、規則等で決定しているが、現在のところ、金額に関する問合せ等は寄せられていないため、適切ではないかと考えている。(消防局)</p>
<p>質問要旨</p>	<p>報酬について、例えば1つの表を作ってください、その表の中で、このぐらいの報酬が得られるということを開示することは難しいのか。消防団員を勧誘するためにも大切なことかと思うので、お願いしたい。</p>
<p>回答</p>	
<p>質問要旨</p>	<p>以前から団員の確保は困難であり、問題視されていた。新磯地区を管轄する2分団全体を見直していただきたいということは以前から言っているが、それだけでは足りないと考えている。例えば、団員をやめても10年間は予備団員のような形にできないか。また、企業についても、消防団に関して理解を深めていただけるよう取組が必要ではないか。その辺りも十分考えて進めていただきたい。</p>
<p>回答</p>	
<p>質問要旨</p>	<p>新磯地区の災害時要援護者避難支援組織は、災害時要援護者の同意にかかわらず避難支援を行うべきと考えている。また、防災訓練時等に個別に作成した支援台帳に基づき、避難支援訓練もあわせて実施し、常日ごろから顔の見える関係づくりを心がけ、避難支援の実効性を高めることが重要であると認識している。</p> <p>市は、個人情報にこだわり、積極的な同意のとり方の工夫や要援護者情報の取扱いの緩和等を見直しについて、特に言及していなかったように感じる。</p> <p>先ほどのご説明では、地域の中で心配な方がいる場合には、お知らせいただければ改めて市から確認させていただきたいということで、市としてあまり前向きではなく、現場や地区任せにされているように感じた。</p> <p>こういったやり方では、新磯地区の災害時要援護者支援組織を前に進める気を失わせてしまい、災害時要援護者避難支援事業に関する市との協定締結について、地区として破棄を検討せざるを得ない。市の見解を聞かせいただきたい。</p>

回答	<p>新磯地区については、この制度ができた当初からいち早く取り組んでいただいております。非常に先進的な取組をしていただいていることに敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>名簿の提供に関する取組について、姿勢が前向きではないとのご指摘をいただきましたが、いただいた個人情報をもとに、市の名簿として整理をしていくという枠組みの中では、どうしてもご本人に同意していただく必要があるため、地域で心配な方を見つけられた場合は、市にお知らせいただきたいと思います。</p> <p>市としても、国の指針に基づき取組を進めてきたが、現在のやり方を改めて検証していく必要があると考えている。これまでの課題に対する分析等を踏まえ、市として、本当に実効性のある災害時要支援者の支援の取組について考えていきたい。（健康福祉局）</p>
----	---

課題事項 2	防災施設の在り方等について
概要	<p>防災施設として、一時避難場所、広域避難場所、風水害時避難場所、避難所、救護所、福祉避難所があり、分かりづらい状況であり、一目で避難すべき場所が分かるような工夫が必要ではないかと考えている。</p> <p>災害時のハザードマップに基づき、地震や風水害等の災害の種別ごとに、避難する場所を別の場所に指定することや、身近な公園を活用し、防災機能を備えた防災公園を整備するなど、新たな取組も必要になると考える。</p> <p>続いて、福祉避難所については、一般の避難所や住宅での生活が著しく困難となることを見込まれる方を受け入れる施設に位置づけられているようであるが、具体的にはどのような施設なのか、また、受入れを想定した訓練を実施されているのか。</p> <p>また、避難所に指定されている小学校が被災した場合、臨時的な避難所として県との間で協定を締結した「さがみロボット産業特区プレ実証フィールド（以下、プレ実証フィールド）」については、具体的な運用を想定した整備を進めているのか。地元として、臨時的な避難所を想定した取組をどのタイミングで進めていくべきなのか分かりかねている。</p> <p>県による見直しが行われた結果、洪水浸水想定区域になった新磯小学校や新磯公民館が機能しなくなった場合は、風水害時避難場所としても使えないのではないかとと思うが、これらの防災施設のあり方について懇談したい。</p>
市の取組等の説明	<p>災害時には、災害の種別や状況、被災者の状態に応じた避難先を確保する必要がある。市では、様々な状況を想定して各種避難先を指定しているところである。また、公共施設の立地場所の状況から、地震と風水害で避難先が異なる等の事例も生じており、分かりづらいとのご意見もいただいている。</p> <p>こうしたことから、市では、市内全世帯に配布している防災ガイドブックに、災害種別と避難先が分かるよう一覧表を掲載し、裏表紙は、世帯ごとに対象となる防災施設を記入いただく仕様としており、災害が起こった際には、一目で避難すべき施設が分かるように工夫させていただいている。</p> <p>今後とも、市、区として避難所等の周知に努めていくと共に、地域、団体の皆様方には、防災訓練の際や会合の席で、防災ガイドブックの活用について周知いただければ幸いである。</p> <p>なお、新磯地区については、新磯小学校が地震の際、液状化の可能性あることから、状況に応じて、プレ実証フィールドを臨時的な避難所として使用する旨、所有者の神奈川県と協定を締結したところである。</p> <p>県が新たな基準で洪水浸水想定区域を公表し、新磯小学校と新磯公民館がその区域内となったことから、プレ実証フィールドを風水害時避難場所としても使用することについて、神奈川県と鋭意協議中である。今後、協議が整い次第、具体的な使用方法や避難所運営訓練の実施などについてご意見を伺いながら、運用を開始してまいりたいと考えている。</p> <p>身近な公園の活用については、風水害時避難場所や避難所としての想定はないが、例えば、自治会館など建物のある施設については、災害の種別に応じた自主的な避難先として活用されることも有効であると考えている。</p>

	<p>なお、広域的な防災拠点である相模原麻溝公園には、災害時に「かまど」として利用できるベンチや物品を収納できるベンチ、非常時に緊急仮設テントとして利用できる「あずまや」などを設置し、防災・減災機能を高める取組を進めているところである。（危機管理局）</p> <p>福祉避難所については、現在、特別養護老人ホームあるいは障害者施設など市内119か所の福祉施設を福祉避難所として位置づけているところであり、新磯地区については、5か所の施設を福祉避難所として位置づけさせていただいている。</p> <p>次に、受入れを想定した訓練の実施状況についてであるが、本年2月に市立障害者支援センター松が丘園を会場とし、福祉避難所として位置づけている民間の福祉施設の職員の方々にもご参加いただき、福祉避難所の開設あるいは運営の訓練を実施した。本年度においても、市立陽光園を会場として同様に実施する予定であり、今後は、民間福祉施設でも広く訓練が行われるよう働きかけてまいりたい。（健康福祉局）</p>
<p>主な質疑等</p>	
<p>質問要旨 (提案者)</p>	<p>避難する場所については防災ガイドブックを活用してほしいとのことであるが、東京都、日野市、福島県福島市では、災害種別によって、避難する場所についても、誰もが発見しやすく、かつ、意味がわかりやすいように図記号や絵記号を多用し、さらには外国の方にもわかりやすいように多言語で表示した標識を設置しているようである。このような取組についての市のお考えをお聞かせいただきたい。</p> <p>福祉避難所については、新磯地区には5か所あるとのことであるが、具体的にはどの施設なのか。また、現在の制度では福祉避難所に直接避難することは想定しておられないようであるが、新潟県上越市等の取組同様、自宅から直接避難できるような対応や地域が独自に地元の高齢者福祉施設等と災害時要援護者の避難に関する協定を締結することの可能性について、市のお考えをお聞かせいただきたい。</p> <p>また、平日昼間等の災害に備え、男女共同参画による自主防災活動、避難所運営についても検討を進める必要があると思うが、市のお考えをお聞かせいただきたい。</p> <p>避難する場所については、防災ガイドブックを利用させていただきたいという話であったが、普段あまり見ているような状態ではないと思う。ガイドブックの内容を全部網羅したものでなくても、避難所の場所など、要点を絞ったものについて、自治会の一番目につくところの掲示板などに取り付けることはできないか。</p> <p>避難の誘導標識については、国においてピクトグラムが標準化されていることから、日本語がわからない外国の方々に理解していただくためには大変有用であると考えている。本市では、新設の看板や老朽化した看板の張り替え、また改修等を行う際には、ピクトグラムを使用したものに順次変更しているところであり、広域避難場所のプレ実証フィールドや相模原北公園などは、既にピクトグラム化したものを設置している。</p> <p>続いて、男女共同参画による自主防災活動、避難所運営等の検討について市の考え方であるが、本市でも、男女共同参画による自主防災活動、避難所運営については検討を進めるべきものであると考えており、今年度は、相模原市立男女共</p>

<p>回答</p>	<p>同参画推進センター「ソレイユさがみ」と連携し、男女共同参画の観点から、避難所運営における問題点や課題の抽出を行っている。</p> <p>具体的には、今年10月15日に相模原市立男女共同参画推進センターの登録団体の方々を対象とした避難所運営に関する防災講座を実施している。11月には、講座を受講された方々や防災マイスター等を対象とした意見交換会の開催を予定している。</p> <p>また、ガイドブックの掲示板を活用した掲載についてであるが、ご意見をいただいたので、今後、検討を進めてまいりたい。（危機管理局）</p> <p>福祉避難所について、新磯地区においては、高齢者福祉施設など5か所の施設を福祉避難所として位置づけさせていただいている。具体的な場所については、実際に災害が起きたときに、職員体制が整うなど受入れが可能となった施設から順次開設することとしており、災害発生直後に避難者がそういった施設に集中することを避けるために公表しておらず、ご理解いただければと思う。</p> <p>また、地域が独自に施設と避難に関する協定を結ぶ、あるいは地域の方が直接福祉避難所に避難するような上越市の事例であるが、上越市では、あらかじめ指定したところに避難するような取組をされているということで確認させていただいた。</p> <p>福祉避難所の避難者の受入れにあたっては、発災時には市の災害対策本部において、どういったところが福祉避難所の開設ができるか、あるいはそれに伴ってどの程度の人数が受入れが可能かを調査し、実際に被災された高齢者や障害のある方、それぞれ障害の特性とご本人の状態により適切な福祉避難所をご案内できるように調整してご利用いただくことを想定しているため、それぞれの地域で直接利用に関する協定等を結ぶことについては課題があると考えており、併せてご理解いただければと考えている。（健康福祉局）</p>
<p>質問要旨</p>	<p>新磯小学校や新磯公民館等が地震のとき液状化の可能性があるので、県とプレ実証フィールドを風水害時避難場所として使用することについて、神奈川県と現在協議中であると伺った。その協議について、いつまでに結論を出すのかご回答いただきたい。</p>
<p>回答</p>	<p>年度内には回答させていただきたい。（危機管理局）</p>
<p>その他質疑等</p>	
<p>質問要旨</p>	<p>災害時、高齢者や障害者は、指定された避難場所まで行くのは困難であると考え。入所者の対応で手一杯になってしまうことは承知しているが、身近にある福祉施設等にそういった高齢者などを受け入れていただくことはできないのか。</p>
<p>回答</p>	<p>他の事例として、熊本の災害等のときに、福祉施設が福祉避難所として指定されていたが、いざ被災したときには、入所者が最優先で、避難所としてはなかなか機能できなかったことが課題であったと伺っている。</p> <p>課題の一つとして、避難者のお世話をする人員をどう確保するか、現在、福祉関係団体のネットワークでの支援の仕組みなどが検討されている状況なので、我々も情報をしっかり得て、広域的な連携支援の仕組み等について取り組む必要があるかと考えている。（健康福祉局）</p>

質問要旨	福祉施設との協定について、地元が直接行うほうが早いのではないかと。
回答	<p>地域のほうがより身近で直接的な調整を行えるかと思う。しかし、市全体を見渡すと、必ずしも高齢者の施設や障害者の施設がバランスよく立地している状況ではないため、市としては、全体を見渡した中で、重度の支援が必要な方を災害時にどうサポートするかという視点で考えている。そういった考え方と、地域のつながりにおける支援体制をどう両立していくか、これから援護の必要な方の避難支援体制を考えるときには、そういった視点も心にとめて検討していきたい。（健康福祉局）</p>
質問要旨	<p>災害時、距離のある避難場所に高齢者が移動するのはやはり困難であると考えられる。市は、全体を見渡した時に平均的にサポートしなければならないという考え方であるようであるが、近くにある福祉施設等へ高齢者などが避難することについて、やはり市で検討していただく必要があるのではないかと。</p>
回答	<p>災害時に避難が困難な方の中には、ご自宅から移動できない方が数多くいらっしゃると思う。そういった方への対応をどうしていったらいいかについて、改めてしっかり検討してまいりたい。（健康福祉局）</p>
質問要旨	<p>県が新たな基準で洪水浸水想定区域を発表し、新磯小学校と新磯公民館は区域内にあるので、水害時に風水害時避難場所は開設せず、代わりに相陽中学校へ避難していただくようになるというお話を以前市から聞いているが、新戸地区から相陽中学校まで避難するのは遠くて非常に厳しい。先ほどプレ実証フィールドを年度内に使えるようにしていきたいとお答えいただいたので、ぜひ早急に進めていただければありがたい。</p> <p>また、風水害時に公民館やまちづくりセンターの施設の機能が発揮できない、機能しなくなった場合、現地対策班や地元の自主防災隊の本部はどこに設置していくのかお聞きしたい。</p> <p>液状化に伴い、新磯小学校が避難所として使えなくなった場合、救護所をどこに設置するかについても、併せてお聞きしたい。</p> <p>続いて、プレ実証フィールドが臨時的な避難所として使用できるようになったようであるが、避難所として恒久的に使うことはできないのか。</p> <p>臨時的な避難所を開設するには、小学校の備蓄倉庫にある備蓄品をプレ実証フィールドのほうへ移送して活用することを想定されているようであるが、災害時に小学校からプレ実証フィールドへ運搬することは可能なのか。もし広域避難場所に指定するプレ実証フィールドに備蓄倉庫があれば、それを活用できるのではないかと。</p>

<p>回答</p>	<p>プレ実証フィールドを恒久的な避難所にするということについてであるが、現在のところ、あくまでも新磯小学校が避難所として開設できない場合に使用できるという協定になっている。また、新磯小学校の避難所を廃止して、プレ実証フィールドを恒久的な避難所にする場合には、今後、皆様方のご要望やご意見を賜りたいと考えている。</p> <p>次に、現地対策班と自主防災隊の本部の設置であるが、県の新しい基準では、想定浸水深が約50センチ未満とされていることから、現地対策班及び自主防災隊の本部は、2階で開設して対応していただくよう考えている。</p> <p>また、新磯小学校の避難所として使用できないときの倉庫内の備蓄品や必要物資の運び入れについて、実務上、開設準備の段階等、避難所担当職員や現地対策班が必要なものを事前に運ぶことを想定している。しかし、先ほど申し上げたとおり、広域避難場所としてプレ実証フィールドが指定されていることから、広域避難場所の対応倉庫が中に設置されている。そちらの保管もしくは倉庫等の移設についても、今後、県と協議を進めていく必要があると考えている。（危機管理局）</p> <p>救護所の開設について、広範囲の液状化あるいは浸水などにより新磯小学校が救護所として使用できない状況であると判断した場合には、近隣の救護所、例えば相武台小学校や後方の医療機関での患者搬送を含めた対応を検討することになると考えている。</p> <p>また、実証フィールドを臨時的な救護所として使用することにつきましては、救護所を開設するために自家発電機や受水槽の確保、医薬品などの医療用資機材の備蓄等の課題があるので、先ほどお話のあった実証フィールドを恒久的な避難所とするかの検討を進める中で、救護所の指定についても地域の皆様のご意見を伺いながら検討してまいりたい。（健康福祉局）</p>
<p>質問要旨</p>	<p>プレ実証フィールドの使い道について確認しておいていただきたいが、県道に近く、裏にキャンプ座間があるため、物資の搬入に資するのではないかとされている。新磯地区で災害が起きたときに、サテライトスタジオにもなるのではないとも言われているが、何か情報は入っていないか。</p>
<p>回答</p>	<p>プレ実証フィールドについて、市では現在のところ、物資の搬入の拠点にする考えはなく、県からもそういった情報は聞いていない。（危機管理局）</p>